

明治維新前後に於ける

我國兒童教育の狀況

——日本幼稚園協會講演會に於ける講演速記——

文學博士 乙 竹 岩 造

私は只今御紹介頂きました乙竹であります。今年是我國で幼稚園が開設せられましたから丁度六十年になる思ひ出の多い年に當ります。この協會のお集りの席上で、六十年以前の頃に於ける子供の教育の有様に就てお話し上げよ、この御依頼でございまして、……丁度、明治維新前後の二、三十年間に當ると思ふのでありますが、其頃は今日の様に「幼兒」も「兒童」もか云ふ概念がはつきり、區別せられて居らなかつた頃でありますから、幼兒の教育も云ふ事だけを取出して申上げる事は頗る困難でもありまするし、旁々もちまして兒童教育一般の有様に就て申上げるに云ふ事に致しておいた次第であります。

此頃の子供の教育は、家庭、それから社會、それ以外に於きましては、主として寺子屋で行つたのであります。武士の子供も藩の學校に這入ります迄は矢張、寺子屋に參りました。又藩も或は幕府直轄の土地で、幼學寮といったやうな名

で兒童の教育所を設けた處もありますが、其處で行はれた教育の内容は、寺子屋のそれと全く同じであります。其故に寺子屋と云ふものは先づ此頃の子供の教育所であつたに申し宜いのであります。

所で寺子屋と云ふものは明治維新と同時に無くなつた様に考へられる向きもありますが、さうではありません。寺子屋と云ふものは數の上から申しますと、明治以後に於て一番多くあつたのであります。で、一寸思ひを其頃に馳せて頂かねければならないのでありますが、徳川時代、幕府の末期に於きましては、我國は内外誠に多事であり、天下が騒然と云ふ様な状態で、今日の言葉で言へば、全く非常時でありまして、人心恟々たる有様であつたのであります。その状態が當時の國民の心持を非常に引緊めまして、子供の教育の必要、と云ふ事を甚だ強く自覺せしめました爲、寺子屋と云ふものが全國津々浦々にまで普及するに至つたのであります。明治五年になりました御承知の様に「學制」が發布せられました。その學制による小學校が澤山出來たのでありますけれども、その小學校と云ふものは都鄙を通じて、この寺子屋がその基礎となり地盤となつて居るのであります。斯様な譯でこの明治維新前後二、三十年間の頃は寺子屋と云ふものは全國都鄙遍ねく普及致して居つたのであります。これから申上げるお話の中に略して其頃と申上げるのは、この明治維新前後二、三十年間の頃と御承知を願ひ度いのであります。

此頃の子供が一體どの位就學したか、寺子屋に行つたかと申しますと、それは地方によつて随分色々であります。この東京の前身たる江戸だの、大阪だの、京都だの、名古屋だのと申す大都會に於きましては、先づ今日の學齡兒童に當る子供の數くとも六、七割は學に就いたのであります。併し山奥とか漁村とか云ふ處に參りますと、學に就いた者が甚だ少いのであります。で、大體全國をおしなべて申しますと、全國の多くの處は、是等の兩極端の中間に位して居つたとき、大體

申上げておくこゝが出来ませう。

子供の入學は、その時期も年齢も、地方により又家庭によりまして、區々であります。江戸等では六才即ち數へ年の六つになつた年の二月、初午の日に入學した者が相當に多かつたのであります。「東都歳事記」云ふ年中行事を書いた書物がありますが、その書物の「二月初午」の所に「此日小兒の師匠へ入門せしむる者多し」云書いてありまして、そこに「い」の字より習ひ初めてや稻荷山」云ふ句が擧げてあります。初めて寺子屋に入つて「いろは」の「い」の字から習ふのでありますから、「い」の字より習ひ初めてや」、初午の日でありますから「稻荷山」云ふのでありまして、さう云ふ句が載つて居ります。一體この六歳から手習を始める云ふこゝは、貝原益軒の「和俗童子訓」にも定めてある處であります。正月はまあ遊ぶ月でありますから、それが過ぎて二月の初午云ふ事になつたのでありませう。農村等です。子供を寺子屋にやる云ふ事は、農業の繁閑―即ち忙しい時―閑な時―さかに甚だ密接な關係がありますので、秋の穫入れが済んで了ふ頃迄は、非常に農家は忙しいものですから、子供を學校へやる云ふ様な事は、却々手が其處迄廻らない。冬になつて閑になるこゝ、子供の手習のこゝをも考へる。それで夜學なごも多く冬期に行はれるのも、この關係からであります。然し子供が小さくては無理ですから、通學其他の關係もあつて、翌年即ち七つになつてやるか、八つになつてからやる云ふ様な事も多々あるのであります。都合の付く家では、六つの初めからやる事になつたのでありませう。最も江戸等では六つの年の六月六日、即ち六の付く年の月の日に、寺子屋にやり始めた様な事も随分多いのであります。これは六云ふ字を餘まりにも重んじ過ぎた所から起つたのでせう。又在學の年限も、色々ありまして、統計的に見ますと、男の子供に於きましても、女の子供に於きましても、まあ三ヶ年行つた者が一番多かつたのであります。

所で寺小屋を一概に申しまして、その規模に至つては實に色々ありました。大都會にあつた大きな寺小屋です。三百人も四百人も、時としてはそれ以上もの籍兒童數を有つたものもありました。先生の方でも、御主人も奥さんも、息子も娘も言つた様に、一家擧つて子供の世話に當り、その上長くその寺小屋に在學した上に、自分も將來は學校を開かう、即ち師匠にならう云ふ様な者が、助教としてこれを助けるから、總勢七、八人の先生の居た處もあります。その建物の如きも、其頃には極く珍らしいものでありますが、三階建のものも、稀にはあり、二階建が——東京等で申します。先づ普通であつたに申してもよい位澤山ございました。二階建の處では、大抵、下から上へ上る段梯子の程の處に中二階云ふ所が設けてありまして、其處が師匠の居る場所になつて居たのであります。茲からは、仰ぐに二階が見え、俯ぐに階下が見える。最も茲からは、二階の極く奥迄は見えませんが、子供から申します。先生の顔だけは見えるのです。これに就て面白い話があります。嘗て師匠が、下の方の部屋で子供が机の上で紙を出して人形の様なものを拵へて悪戯いたづらをして居る者を見付けたので「不可ない」言つて叱つた。所が上の方の部屋で机の上で人形を出して遊んで居た子供が、自分が叱られたのだと思つて直ぐに人形を机の下に隠した。机の下を椽の下に申して居たのですが、その椽の下に隠した。隠した爲に先生からよく見えて、それで叱られた。云ふ様な挿話があるのであります。で大抵二階の處です。下が男の子供の席、上が女の子供の席になつて居りました。これは、男の子供は、先生が居りませぬ時などは、相撲等をさるのでありますから、當時の家では家が持たない。その上、上で騒がれる、下が喧くつて困る。それで上を女の子供の席、下を男の子供の席にした所が多かつたのであります。一階の處では、男の子供の居る席、女の子供の居る席、二つに分けて居ります。之を通例、男座、女座と呼んで居りました。

で、建物は大抵その四方八方に窻若しくは戸が立つて居るのであります。これは江戸の話であります。古くからも江

戸の雨は横に降るなご言ひまして、吹降が多いのです。それで北の方から雨が吹込む時は南の窓を開ける、東の方から吹込む時は西の方を開けるご云ふ風にして、光を探る様にしませぬご、雨降の日等は何うしても光の關係上、子供が勉強する事も、遊ぶ事も出来ないであります。雨天の日ご云ふものは色々の點から寺子屋が非常に困つた事でありましたが、それは後に申し上げます。

建物が普通の家よりは大きい家を用ひたご云ふ事に就ては、斯う云ふ事實があります。ある休日に、五、六人の醉客が、料理屋と間違へて寺子屋へ這入つた。直ぐ二階へ上つて見るご、その部屋の一方に机が澤山積み重ねてあるので、初めて寺子屋だご氣が付いて、深く詫びて、這々の體で逃げて行つたご云ふ話がありますが、それは、寺子屋が普通の民家よりは大きな家であつたごきを物語るものであります。尤もこれは大きな寺子屋の話でありまして、小さいものになりますご、僅かに六七人乃至十人内外の子供より持つて居なかつた様なのも澤山あつたのであります。さう云ふ寺子屋は概ね路地にあつた。大通から這入つた横丁、廻りくねつた處の路地等にあつたのであります。川柳に「手習子、蜂の如くに路地から出」ご云ふのがあるのであります。丁度セツ下リ八ツ下リなご申して、今日の午後二時三時頃の退散時になるご、五人も七人の子供が、丁度蜂が巢から飛立つ様に我先に飛出して來る有様を詠んだものでありまして、小さな寺子屋が路地に澤山あつた事を象徴して居ます。

地方でも矢張り其通りであります。お寺の庫裏ごかお社の神主の社宅ごか、庄屋肝煎、其他村役等の家ごか、比較的廣い建物が師匠たる僧侶・神官・村役等によつて寺子屋にして使はれたのが多いのです。專業として開業せられた場合でも、比較的大きな民屋が、それに使はれて居ます。私の郷里でも、昔寺子屋であつた家が子供の頃に、寄席に使はれて居つたのを記憶致して居ります。併しこれは都會地の情況でありまして、村落の方に參りますご、師匠が五、六人の子

供を集めて手本を書いてやつて、それを習はせておいて、自分は鋤や鍬を擔いで田畑に出掛けて行く。夕方歸つて來てから、子供の手習を見てやるさか、清書を直してやる云ふことをする。子供が分らぬ所があるさ、先生が耕作して居る野良まで走つて行つて聽くこいつたのや、或は又冬の農閑期三ヶ月間位開く寺子屋も澤山ありまして、私共はこれを簡易型の寺子屋と申して居るのであります。

斯様に規模は實に色々ありましたが、その數は非常に多かつたのであります。この數が非常に多かつた云ふ事が、實に非常に好都合のこゝであつたのであります。云ふのは、子供の就學云ふ事は、父兄の熱心ばかりでは行かない。當時の様に交通の非常に不便な時代に於きましては、近い處に寺子屋がある云ふ事が、子供の就學に大きな影響をもつてゐた條件でありました。今日の様に、交通が充分に開けた時代に於きましては、就學兒童の數が殖えるに拘らず、小學校の數は寧ろ減る傾きがあります。それは、設備の不完全な學校をば、完全な學校に合併するからでありまして、その最も著しい實例は、アメリカのコンソリデーション・スクールであります。大勢の子供を、自動車で一舉に運びますから、通學距離の遠い事が、餘り問題に成らないのです。所が、交通の至つて不便な當時に於きましては、これは事情が正反對で、近い處に寺子屋が有るか無いかさういふ事が、就學に非常な關係を有ち、澤山有つて、隨つて近所に寺子屋があるさういふことは、最も都合が好かつたのであります。尤も、子供の模様も今日さ全く違つて居りまして、靴を履いて學校に行くなんて事は絶対にございませぬ。大抵草履ばきですし、砂地の地方等では、天氣の日は概ね跣足で通つたものです。跣足で行つても、一寸拂つて上るのですさ、で、不潔でもなかつたのです。無論寺子屋も疊を敷いてあるのは極く僅かでありまして、板間の上に筵又は座を敷いたのが大多數であつたのであります。

そして今も申上げた様に、男女を分けて座席を設けたのでありまして、一方は男座、一方を女座と申して居りました。

川柳に「師匠さん以上」かしく分けておき」云ふ句があります。此の時分は男の書く手紙は……候以上書き、女の手紙は、……候かしく、書きいたものであります。それで「以上」かしく分けておき」云ふのは、「以上」書く男の子」かしく」書く女の子を別けて置く云ふ事を歌つたものでありますが、これは、かの「男女七歳にして席を同じうせず」云ふ事が、文字通り徹底的に守られて居つた當時の社會に於きましては、男の子も女の子も同じ寺子屋へ行つた云ふ事が、當時としては實に破天荒の事であつたのであります。男女席を同じうせずが、強い風習の一つの原理を爲して居た當時に於て、男と女が同じ處に集つた云ふ事は、寺子屋に心學の講座だけです。そして心學の講座では、男と女の座席の間に簾を立て、互に見えない様にして、そして講釋したものであります。寺子屋は男座と女座を分けただけで簾も何もそんなものは立てずに學ばせたものであります。

次に子供の課業の様態であります。無論習字が主なものであります。これは御承知の通りであります。そして、手本を書いて子供に渡す云ふ事が、先生の第一の仕事であつたのであります。で數人の助教を持つた大きな寺子屋は勿論、子供には習字をさせておいて、師匠は鋤鎌を肩に田畑に出掛けた簡易型の寺子屋に至るまで、一つの取除けなく、手本だけは、先生が書いて子供に渡したものであります。そして子供はその手本を模倣して反復練習する。これが、全體を通じて凡ゆる寺子屋に共通な子供の主な仕事であつたのであります。文字の大きさも、一度に習ふ字数も、手本がこれを示して居るのであります。初めは大抵一枚に四字です。それから六字、それから八字、それから十字以上、段々多くなつて行くのであります。之を「四折」「六折」「八折」「十折」云ふ名稱で呼んで居ました。今日の教程に當りませう。草紙は随分澤山習ふのであります。中には二十枚位綴つた草紙を五冊位持つて居る者が居ました。無論習ふに申しまして、子

供のこゝですから、大體はぬたくつたのです。そして一冊習つて了ひますと、その草紙を乾かす。多く軒端や庭に繩を張り渡して、その繩に吊して、それを乾かす。その乾く間云ふものが、子供には休憩時間でありました。ですから、雨の降る日は困るんです。乾しても乾きませんし、第一繩を吊る事が出来ません。とにかく子供の遊ぶ時間が長くなりますから、子供は大喜びですが、先生の方では、その管理に骨が折れたのであります。それで、さう云ふ時には讀書を多く教へたものです。草紙は、斯やうに習つては乾かし、習つては乾かしますから、眞黒けで、黒光りに光つて居ます。私の手許にも、その寶物が若干ありますが、今日は餘り時間を多くとつてもと思つて持つて參りませんでした。又その筆は、その毛が摺り切れて先が丸くなつてゐる程でした。當時の童謡の中に、「てんく寺子、何々習ふた。瑠璃の草紙に禿筆」云ふのがあります。青黒く光つてゐるから、「瑠璃の草紙」、又先が丸くなつてゐるから「禿筆」云つたのです。それ程でありますから、子供は手言はず足言はず、随分黒く墨をつけて居たやうです。川柳に「看板に儻いっはりのない手習子」云ふのがありますが、成程これは皮肉な寫實でありませう。勤勉な教師は、子供の習つて居る間に机の間を廻つて歩いて、子供の後から手を取つて筆法を教へるのであります。又大きな處では兄弟子あにでしと呼ばれる上級生が、手を取つて教へてやつた處も随分多いのであります。斯くて四、五日目に讀書をします。讀書は元來「きよがき」を讀みまして、その起りは手習を一緒であり、無論寺子屋自身よりは餘程古いのであります。子供が手習をする云ふ事は、寺子屋よりは古いこゝでありまして、ずつと昔から、上流社會の家庭に於ては、子供が一定の年齢に達するに、手習をさせたのでありまして、平安朝の頃の物語類にも見えてゐますし、正月に書初をした云ふ事は「東鑑」にも二三ヶ所載つて居ます。それから後ずつと傳つて居た風習ですが、然しその清書の批正に色々奨勵の仕方の、賑やかな内容を持つて來た云ふ事は、之は寺子屋に於て盛に行はれた所のものであります。その方法は、一方には、字の下手な所を直してやるのであります。川柳の中に「師匠様一日釘をな

ほしてゐる」だの「金釘を師匠眞赤に焼直し」だのいふのがありますのは、これを皮肉に詠んだものでせう。これと同時に、他方には出來の良い文字に色々の評點、評語を與へるのです。それにも色々ございまして、例へば評點には、點を一つとか二つとか三つとか四つとか、それから半丸、丸、二重丸、三重丸等を付けたのが、多うございまして。評語には天・地・人、松・竹・梅、吉・上吉・大吉、佳、佳々・大佳、それから美事に候・一段美事に候・追々上達美事に候、なご段々ご文言を多くしたのや、又最も秀逸な作品に對しては、大極上だの無類飛切だの、或は鳳姿龍章とか傍華隨柳とかの、美辭麗句を付けたのもございまして。

次に讀書でありますが、讀方は、手本の文字の讀方がその出發點であります。少し進みますと、その方法は大抵、師匠の前に子供を集めまして、師匠が字突棒、これは大概竹で拵へたもので、文字を指示す棒ですが、これで一字づゝ指して、先づ先生が一句讀むと、子供達が一齊にそれを眞似て讀むのです。手本以外の教科書としては、「實語教」も「童子教」もかゝ、多く使はれて居ますが、その「實語教」で言ひますと、師匠「山高きが故に尊うからず」、児童「山高きが故に尊うからず」、師匠「木あるを以て尊うしきなす」、児童「木あるを以て尊うしき爲す」、師匠「人肥えたるが故に尊うからず」、児童「人肥えたるが故に尊うからず」、師匠「智あるを以て尊うしき爲す」、児童「智あるを以て尊うしき爲す」といつた工合に進むのです。そこに往々一種の讀み癖が出來てゐます。一體讀み癖と云ふものは、ゆつくり調子を合せて讀む所から生ずる自然の副産物でありまして、それを支配するものは、範讀者たる先生の讀み口調です。只今讀みました中に「た、つ、た、う、からず」「か、た、つ、う、し、き、な、す」「さ、か、強、く、抑、へ、て、讀、む、な、ご、も、多、く、の、師、匠、に、あ、つ、た、所、で、す、か、ら、具、體、的、に、申、上、げ、て、見、た、の、で、す。そ、れ、で、讀、書、は、斯、や、う、に、表、讀、だ、け、で、あ、り、ま、し、て、解、釋、と、云、ふ、事、は、し、な、か、つ、た、の、で、す。こ、れ、は、寺、子、屋、ば、か、り、で、は、な、く、一、般、に、當、時、の、學、校、で、は、素、讀、

ミ解釋ミを全然別の仕事の様に考へて居つたのでありまして、講釋をした場合でも、素讀はすうミ上迄行つてゐても、解釋は低い書物をやるミ云ふやうな事でした。先づ讀んで、意味が自ら解る様にする。所謂讀書百遍意自ら通ずるやうにしよミしたものであります。それですから、一種の意味に於ての「論語讀みの論語知らず」も出來た譯でありませう。その代り、實語教の本文なきは、全部暗誦してゐる故老なごも隨分あります。

今日の修身に當るものミしては、「お談義」ミ云ふものがございました。之は主ミして忠臣孝子節婦義僕等の事實を説き聞かし、その外、法度、掟類を知らせ、又日常の心得をも教へたのであります。當時は都會の地には自身番ミ云ふものがございます、篤行者等が、旌表せられる都度、その事由が、この自身番に揭示せられたのですがそれが寺子屋の教師には、お談義の切實なる教材を提供したものであります。子供達は寺子屋で師匠からその話を聞いて、歸りには自身番の揭示を讀む、ミ云ふ様な譯で、寺子屋の教育ミ社會の教化ミが、おのづから連結される様になつて居つたのであります。

算術は、都會の寺子屋では隨分教へた處がありますが、田舎の寺子屋では殆ど教へなかつた所も多いのです。都會でも色々ありまして、例へば大阪等は存外澤山算術を教へて居ります。尤も之は、算盤屋ミ云ふ別の設備がありました。其處で多く教へたのでありますが、江戸等では男の子供には若干教へましたけれども、女の子供には、算盤の珠を弾くミ、大きくなつて主人を弾き出す、なき々埒もない迷信に拘つて、教へなかつた所もあります。然しそれは大分前のこゝで、明治維新前後の頃になりますミ、算術を教へた所が著しく多くなつて來てゐます。その教材は先づ第一が九九です。主に九九の暗誦、それから八算、即ち加減乗除から諸等數まで位ですが、その邊まで進んだ所があります。

男の子供が多く算盤を習つたのに對して、女の子供には裁縫が課せられました。そしてそれは、主ミして師匠の妻の仕事であつたやうであります。地理だの歴史なきは、大きくなつた子供だけが習つたのでありまして、その習ふ方法は、讀

書によつてこれを習得したのであります。

今日の試験に當るものご致しましては、さらへ、ご云ふものがあつたのです。このさらへに大さらへ、ご小さらへ、ごごありまして、先づ今日の學期試験ご學年試験ごに相當しませうか。さらへへの時には、師匠の方で本や手本を取上げて了ふのです。さうしておいて、そらで文字を書かせるごか、讀ませるごかしたのです。これは子供達には最も苦痛であつたご見え、當時の童謡に、「大さらへ小さらへ手本さられて泣さらへ」ご云ふのがあります。子供の氣持を最もよく現はしてゐます。

以上は寺子屋の學習生活でありますが、併し寺子屋の學習生活は、何ごいつても單調なものであり、殊に幼稚な子供には、長い間じつご座つて居るご云ふ事それが、非常に窮屈を感じしめたのであります。でまあ、師匠の妻等の行届いた世話ご、同じく通つて居る兄や姉の助けごによつて、辛うじてその通學が續けられたのであります。唯だこの單調を破り、この窮屈を救つて、楽しい變化ご新しい活氣ごを彼等の上に齎したものは、寺子屋で行はれた様々の行事であります。その行事は大體に於て二類に分れるご思ひますが、第一の方は、節句等のお祝お祭であります。先づ正月の書初を始めごして、二月の初午、三月上巳、五月端午、七月七夕、八月盂蘭盆等は、家々でもお祝やお祭をしたのであります。之ご正さに相應じて寺子屋にも行事がございました。斯うした日には、晴着を着せて子供を寺子屋にやる事は、親ごしても、無上の喜びでもあり楽しみでもあつたのでせう。子供は大抵晴着を着て寺子屋へ来る。寺子屋でも簡素な設けを致しまして、彼等一同を迎へてお祝を致します。斯くて彼等は寺子屋で遊んで後、又巷で遊ぶので、獨樂を廻したり、紙鳶を揚げたり、竹馬に乗つたり鬼ごつこをしたり、不斷寺子屋では禁ぜられて居た事も、この日ばかりは許されて、そこで思ひの儘に遊ぶ。斯くて寺子屋も家庭も又村や町の巷も、全く賑やかな子供の世界を現出したのです。一つは時候の關係もあつ

たでせうが、殊に七夕ミ盆ミは、地方によりましては随分盛な行事が行はれたものであります。その有様は、五かき 畫家等によつて描き出されて、古い風俗畫等には、寺子屋の七夕や盆の賑やかな情景が載つて居ります。第二種は寺子屋特有の行事でありまして、席書、天神講・文珠講等であります。席書ミ云ふものは元來、書家の會合から起つたものであります。寺子屋では、丁度今日の學藝會ミ、成績品展覽會ミを兼ねたものとして行はれたのであります。大抵一年に二度行つた處が多い。この日は寺子屋を綺麗に飾りまして、毛氈なごをも敷き、そして寺子が其處へ集つて字を清書するのです。字は大抵大字を書くのですが、女の子は散らし書なごをします。父兄や卒業生等も來まして、墨をすつてやつたり、紙を延してやつたりして、子供を助けます。出來上つた成績品は、部屋の中、或は門外、又は氏神の社頭等に掲げて飾る。地方によつては、土地の老弱男女が集り來つて、それを觀覽して批評する。之は三都を始め、名古屋・金澤・仙臺・富山・奈良・廣島・長崎等では、非常に盛に行はれたものですが、都會だけではありません、全國の田園村落を通じて凡ての寺子屋の約六割位は行つて居ます。其時の成績品が、若干私の手許にもございますが、仲々見事なものがありまして、それを見るに、流石に習字は、今日ミ違つて大分、上手に子供が書いた事を立證し得るやうに思ひます。それは又寺子屋師匠の力量を世間に示し、父兄に満足を與へ、江戸や大阪の大きな寺子屋では、この席書ミ云ふものが、師匠の評判を高める尺度ミされて居つたやうであります。次に天神講ミ云ふのは、之もその起原は矢張り書家の會合から起つたものであることは「尺素往來」等によつても判りますが、寺子屋が菅公即ち天神様をば筆道の神、文學の神ミして尊信致しまして、之を守本尊ミして祀りました所から、師匠ミ子供ミ一同會合する行事ミして、天神講ミいふものを行つたのであります。一體寺子屋が菅神を尊崇して守本尊にしたことは著しい事實であります。菅神に對する民間の尊崇は寺子屋が起つてから始まつた事ではなく、その以前からかなり廣く行はれて居た事でありまして、例へばお官参りや、七五三のお祝や、お正月の神詣で等

にも、天神様にお詣りして子供の前途の發展を祈る云ふ事が、頗る廣く行はれたのでありまして、この民間の信仰に結合して、寺子屋は天神様をば守護神と仰いだのであります。それで、その屋敷の中に社を建て、天神様を祀つた處もありますし、近い處の天神様へは使ひ古した筆を奉納して天神様の境内に筆塚を拵へるさか、新しく買つた筆は一度、天神様に供へて、それから下して使つて書道の上達を祈るさか、特別の尊信を捧げたものでありますが、殊に毎月二十五日には、菅神の畫像を飾りまして、師匠も寺子もその前に集つて、楽しい一日を送る云ふ事にしたのが、この天神講であります。處によつては席書と一緒にこれを行つた處もあります。又文珠講といふのは、その起りは恐らく僧侶が師匠であつた場合に行はれた事であらうと思はれます。文珠といふ言葉は智慧を意味し、文珠菩薩は智慧の佛でありますから、その文珠菩薩を祀るさかによつて、楽しい會合の行事を意味づけたのでありませう。然し之は九州地方に大分ありましたが、全國的には割合に少ないのです。

室内の行事が斯様に盛であつたのに比べて、戸外の行事は頗る少なかつたのであります。勿論都會の地では、花見だの、遠足だの云ふ様な事が、體育と云ふ見地よりは寧ろ慰安の意味で行はれましたし、又兒童の爲といふよりは、寺子屋自身の宣傳の爲に、世話人や父兄が肝煎になつて行つたやうであります。江戸等では―甚だそれが華美に流れた爲に―町奉行から之を取締つた事も、嘉永元年二月にはあります。併し田舎では、さういふ行事はなく、近所の野原や川端の廣ツ場や鎮守の森等が、寺子の自然の遊戯場であつたのであります。それですから、これを監督する云ふ事が、又、先生達の關心を要した事であつたのであります。例へば、寺子が寺子屋への來る道、歸り道で喧嘩をする。之は今日とは違つて、村と村との間さか、部落と部落との間さかの子供の喧嘩は仲々多く、男の子供の殆ど年中行事の一つであつたとも申して

よい程でありましたから、師匠の方で大に注意しなければならぬ事であり、又時候によります。例へば夏等は寺子屋の歸りに、直ぐ家へ行かないで、川へ行つて泳ぐ。誰も大人が居ない時に泳ぐのですから、時としては不慮の禍を來すやうな事がある爲に、子供が歸りに泳がない様にする必要がある。それで子供の手に印を捺すことにした師匠があります。水泳ぎをするに印が消えますから翌日手改めの時にそれが發れる。子供も却々段々考へて、泳ぐには泳ぐが、手を上げて頸の邊迄這入る。その中について手まで入れて、翌日先生に叱られたなごの事も往々あつた云ふ挿話も傳つて居ります。

斯くてお話は訓練、即ち躰の問題にミ移り行く譯であります。寺子屋の訓練は存外よく行届いてゐたものであります。之には色々の事由がございませうが、先づ寺子屋の經營者が即ち師匠でありまして、先生即ち經營者であります。そして可なり多くの場合、寺子屋は代々續いて居りまして、同じ家の親をも教へたが子をも孫をも教へる。寺子の方から申します。お祖父さんも彼處の寺子屋に行つたのだが、お父さんもお世話になり、こんごはその子もお世話になるさいつた風で、學ぶ方の者も、教へる方の者も、累代續いて居るから、父兄には先生を充分に尊敬する云ふ美風が出来、師匠には子供に對して既に最初から親しみを持つて居る云ふ温情があり、さうした空氣が、言はず綿密縫の如くに子供を取圍んで居たのであります。設備等は頗る不完全であつたに拘らず、躰は可成りによく行届いて居たのであります。それに、入學の始めに於て「何卒厳しく御頼み申します」云ふのが、子供を頼む親の決り言葉であり、「それではお世話致しますませう」云ふのが、師匠の決り挨拶でありました。彼の淨瑠璃の「菅原傳授手習鑑」の第四、即ち俗に所謂「寺子屋の段」で、あの松王丸の子の小太郎を寺子屋に頼みに來た母のさなみの言葉に「この腕白者をお世話下さりよかミお尋ね申しにおこせました。おこせ世話してやろ、ミの結構なお言葉に甘へ、早速連れて參じました」云つてゐるあの口上の氣持が、入門させる親の氣持であり、又預る師匠の氣持であつたのであります。明治維新前後の頃になりました。ミごぞ厳しく御頼

み申します」云ふのが、江戸では通り口上でありましたし、又「それではお引受致します」云ふのが、之もが亦師匠の通り挨拶になつてゐました。斯やうな約束の下に引受けて世話するのですから、躰は相當嚴重であつた。同時に、事實それが却々巧みに行はれて居るのであります。例へば手習をして居ります時にも、子供のこゝですから騒がしくなる。さうするに師匠或は助教が唯一言「無言」さか、女座には「御無言」さか言ふ。「口を利くな」云ふ意味です。するにこの一言で忽ち靜肅になる。暫く經つて又騒がしくなる。又「無言」で靜まる、さいつた風で、「無言」の一語で一時間も二時間もの靜肅が保たれてゐたのも、巧みな取扱ひ申さなければなりません。マリア・モンテッソリーが、沈黙によつて幼児を躰けた話を、その著書の中に書いてゐますが、相似た趣意だと思はれます。

無論徒ら兒もゐますから、寺子屋には罰則もありました。直立をさせるさか、捧滿さいつて、茶碗に水を盛つたものを捧げさせるさか、或は火の付いた線香を持たせるさか、居残りをさせるさか、手の指を小撚やかんじんよりで縛るさか等が事實行はれたのであります。併しそれは特別に企んだ處罰、子供を虐める爲に造り出した罰則ではなかつたのであります。之に就ては以前には誤解が世間に傳はつてゐましたから、一應辯明しておく必要があると存じます。寺子屋は、何に申しても、習字本位の設備でありましたから、硯に入れる水を盛つた茶碗は、小さな小さな田舎の寺子屋にも備へ付けてあつたものです。悪戯子は何かやらしておかないと仕末におへませぬものですから、その茶碗を持たして置いたのであります。又今日と違つて時計の無い時代ですから、時間は線香で計つたものでして、その時間を計る爲に火の付いた線香は、師匠の座邊には必ずあつたものですが、その線香を悪戯子には持たしておいたのです。然るに、それをば、水の一杯這入つた茶碗を高捧げさせておくに、さうしても滯す、滯すさいふに、それは怪しからぬと言つて、更に厳しい罰を課する爲に、さうさせたのである、さか、或は火の付いた線香は、仕舞ひには指に近くなつて熱くなるから、勢ひ放す、放すこそ

れは以ての外であると言つて、更にお灸をすゑる爲に持たせたのださか、色々の言傳へが傳はつてゐたのでありますが、それ等は皆、認識不足に基づくものであります。居残り即ち留置も随分命じたものでありますが、さて夕方になつて暗くでもなつて來た時には、子供一人を歸すのは随分心配なものですから、斯様な場合には寺子屋に宿らせたやうであります。これに就ては次の様な話がございます。あの安政の大地震の時に、深川のある商人の子供が大川を一つ越えた日本橋の信古堂といふ寺子屋に通つて居ましたが、何か惡戯いざなをしたものですから、居残りを命ぜられた。併し大分遅くなつたもので、すから夕暮に大川を渡つて一人歸すのは、心許ないさ、師匠が思つて寺子屋に宿らせたのです。所がその晩があの大地震で、その子の深川の家は潰れてしまつて、家族が皆な死んだのですが、日本橋の信古堂は幸に倒れなかつた爲に、そこに宿められた子が助かつたさ云ふ事實があるのであります。それからこの子は、この偶然の命拾ひ、それは居残りを命ぜられた爲ではなくして、遅くなつたから歸すのは可愛想ださ云ふて師匠の家に宿められたその温情の爲に自分が無事に一命を拾つたさいふこゝを非常に有難がりまして、それから其日には必ずその寺子屋に禮に來たさ云ふのであります。この子は其の名も判つて居り、明治維新後相當有名な實業家になつた人であります。

かの有名な渡邊華山の書いた寺子屋の圖があります。「一掃百態」さいふ華山の畫集にも取つてある圖ですが、あれを見ますと、田舎の寺子屋の有様が描き出されて居るのでして、師匠は袴をはき、刀を一本帯び、腕まくりをして子供に素讀を教へて居る。田舎の寺子屋師匠には、あつた威嚴を取るさいつた風は確かにあつた様です。又浮世繪師の歟田糞齋の描きました「職人盡し繪卷」があります。これは上野の帝室博物館に所藏されて居りますが、様々の職業の姿を描いたものでして、その中に寺小屋の畫があります。それを見ますと、一方には子供が幾人か手習をして居る。他方に罰則を課せられて居る子供がある。机を二つ重ねた上に据えられて、右の手には茶碗を捧げ、左の手には線香を持ち、師匠は其前で眼

を剥いて、肘を張つて今にも打ちかゝらうとする姿を示してゐます。之はさうも少々大袈裟に描き出されて居ると思はれますがその横に、師匠が口で言ふた様に、蜀山人即ち太田南甫が詞書をして居ますが、その詞書は、「一々親にきこ、断り申さん即ち親に必ず知らせるこいふ意味ですが、之は非常に面白い事だと思はれます。こ申すのは、両親に知らせられるこ云ふことは、子供の最も恐れた所でありまして、さうなるこ、子供が茶碗を持たせられる所の叱られ方では濟まなかつたので、もつこひきい折檻を親から受けなければならなかつたからです。斯様に師匠が非常に強く怒つた場合に、それを執成する爲に「あやまり役」こ云ふものが出来て居た所があります。之は近所に住んで居る上品なお爺さんかお婆さん、比較的暇があつて生活にも困らず、時々寺子屋の世話をして呉れるお爺さんかお婆さんで、それが執成して「マア〜私が代つて誤りますから」こ云ふので、師匠の威厳をも損はず、子供が家庭にも通告せられずに濟むこいふ工合になつてゐるたやうです。普通の寺子屋では、師匠の妻が、概ねこの「あやまり役」を勤めて居たやうです。

尤も、師匠が厳格であるこ云ふ事が、一般に父兄からは希望されて居たのでありまして、嚴肅な師匠は「雷師匠」こ云ふ名稱で呼び稱へられて居つたものです。一體、雷師匠こ云ふ言葉は、何うこ云ふ意味でありますか。唵鳴るからこ云ふのか、叱るからこ云ふのか、乃至は雷名を轟かせるこ云ふのか、色々に考へられますが、兎に角傳説は勿論、この頃の隨筆や記録等にも往々見えて居るのでして、例へば「四壁庵茂蔭」こ云ふ人の隨筆「忘れ残り」の下の巻にも「雷師匠」こ云ふ題目を掲げて「日本橋佐内町」に中興兵衛號石水こいひ、手蹟の指南をなす。弟子男女五百人に及ぶ。人こ爲り嚴にして和顔を見せず。弟子師に面する時は、寒からずして粟す。しかれども、書法を授くるに及では、丁寧なるここ慈母の幼兒を扱ふ如く、こゝに於て人々其子をこゝに頼む者多し」こ書いてあります。然し中興兵衛こ云ふ人だけじゃありません。斯うした類は外にもありますので、淺草の聖天町にありました、龍川堂こいふ寺子屋の師匠寺部麟盟も、龍川堂が雷門の近所にあつ

た所から「雷門の雷師匠」を呼ばれましたし、神田の鍛冶町にありました雲陽堂といふ寺子屋の師匠石黒辨山も、雷師匠を呼ばれたのでありまして、その記念碑が谷中の天王寺の境内にあります。それに「世人因つて目するに雷師を以てす」と云ふ文句が刻まれて居るのが、今も讀むことが出来ます。斯ういふ例は、外にもまだありますが、要するに、嗚呼た爲でも、叱つた爲でもなくて、嚴格な先生に對する畏敬の稱號であつた様であります。無論今日も違ひまして、體罰も若干行はれたことは、直前に申上げた通りであります。併乍ら之を西曆十七八世紀の頃にヨーロッパ等の學校で行はれた體罰に較べますと、餘程溫和なものであつたと言はなければならぬのであります。學校に於ける體罰の歴史を云ふものを調べて見ますと、ヨーロッパやアメリカ等でも、以前は随分厳しい罰が加へられたのであります。アメリカのモンローが編纂した教育辭典を見ますと、イギリスの或記録によると、五十一個年間小學校の教師を勤め、その後半は校長を勤めた一教師が、その生涯の間に、生徒を鞭打つた事が實に約九十一萬五千回、棒で叩いた事が百二十一回、監禁した事が一居残り居るのですが——二十一萬九千回、棒で突いた事が十三萬六千回、耳を強く引張つた事が十萬二千回、罰課をして暗誦を課した事が一萬七百萬回、ピーチを云ふ突つた木の責道具の上に坐せしめた生徒の数が七百人、木の端の危険な處に跪かした生徒の数が六千人、さいふやうなことが計へ上げられて居るのであります。之は恐らく極端なものでありませうが、併しピーチださか、その外色々の責道具が學校にあつた事は事實であります。イギリスやオランダの古い學校には、今でも其遺物が保存されて居ます。繪畫等を見ましても、當時の學校の有様を描いたものには、先生が必ず鞭を有つて居ます。ロンドンの有名なブリッチシュ・ミュージアムには、僧侶が子供を打つて、子供はその前にひれ伏してゐる名畫が掲げられて居ます。又アメリカのドルチェスター市の學校規程の中には「鞭は神の命令である云々」の文句がありまして、即ち教師が子供を打つのは神の命令を行ふのであるから、これは當然のことであるといふ意味でありませう。尤もこれ等は以前

の事でありまして、今日の法令ではありませんけれども、以前は外國の學校の罰則は、随分嚴酷なものであつたのでありますが、之に較べますと、日本の寺子屋のそれは、頗る穏やかなものであつたのであります。吾々日本人と云ふものは、由來決して殘忍な事をしない國民であります。殊に若い者に對して、幼ない者に對して、殘忍な事をしなかつた國民なのであります。却つて兒童愛護の精神と云ふものが、比較的早くから發達してゐたのであります。私はずつと以前に、ドイツのベルリンに居ります頃に、丁度その少し前にかの有名な「兒童の世紀」を書きました、エレン・ケイ女史がベルリンに來られたので、私がこれを訪問したことがありました。その時ケイ女史が「日本では上流社會は勿論、下層社會でも子供を大さう可愛がる」と云ふ事を聞いて居りますが、さうですか」と訊ねられました。私は「さうです」と答へ、そして直ちに「何うして、あなたはそれを御承知ですか」と反問した所が、女史は「それは、イギリス人やフランス人の書いた日本旅行記を讀んで知りました」と答へられた事を、私は今も覺えて居りますが、斯う云ふ旅行者の眼にも映じた如く、吾々日本人がよく子供を愛護する」と云ふ事は、之は我國俗の一特色であると思つてよいと思ふのであります。之に就て一つの意味深いお話を申上げて見ようと思ひます。それは、嘉永三年十月に、湯島天神の社の前に奇縁氷人石といふ碑を建てた人があるのです。高さは六尺ばかりで、七、八寸四方の、小松と云ふ立派な石でありますが、その表面に「奇縁氷人石」と彫り付け、向つて右の方の側面には「たづぬる方」又左の側面には「をしゆる方」と刻んである。それは何う云ふ意味かと申しますと、子供の迷子になつたのを見付けた人は、その子供の年格好や顔かたちや着物の様子などを詳しく書いて、その紙をこの「をしゆる方」とある方の所に糊で貼つて置いて、尋ね探す人の便に供するのです。それから又子供を見失つた即ち迷子にした親は、これ亦その子供の有様を詳しく書いて「たづぬる方」の方に貼つて置いて、便りを求める、その仲立をする爲に建てられた碑であります。たづぬる方をしゆる方の媒介を爲す石であるから氷人石と名付け、斯ういふ便利な方法で、不思議な

縁を結ばう云ふ所から、これに「奇縁」を冠させて居るのです。然もその碑を拵へた人が自分の名を出さず、全く自分の費用を出して児童愛護の爲に立てたのであります。尤も之は全然この施主の創意ではなく、それと同じものが、既に京都の北野天満宮の境内には以前からあつて、大變便利である云ふ事をこの人が見て來て、そこで湯島天神の境内にも之を立てたのであります。之は「江戸年中行事」に「當時の本に載つてゐるのですが、とにかく北野天神境内のそれといひ、又湯島天神境内に新に立てられたそれといひ、己が便を計ることをば他人の便にまで押し擴げ、吾が子を愛する云ふ事をば人の子の上にまで及ぼすことによつて、愛兒の道を進めたものでありまして、まことに自他を包攝したる大きな意味に於ての児童愛護の觀念が當時——嘉永三年の頃——に於て民衆の間に高まつて來てゐた一つの立派な徵標を見てよいと思ふのであります。

斯うした児童愛護の觀念を、他方には世の中が幕末から明治の新時代に移り行かうとする多事多端の繪卷を繰擴げたる時勢に際會致しまして、子供を發育する事の必要は、都鄙を押し並べて益々痛切に感ぜられて、児童教育は存外よく進められたのであります。従つてこの頃は、本州・四國・九州は申すに及ばず、佐渡・壹岐・對馬等の島國は勿論、伊豆の八丈島でも、薩摩の大島でも、寺子屋はそこにございました。今の北海道でも、既に函館には、安政二年から幕府の醫官が立てた學校があつたのであります。斯くて文字通り、全國津々浦々に普及して居つたのであります。従つて大きな都市や船の出入の多い港町には、江戸や大阪等のそれに劣らぬ規模の内容をもつた寺子屋がございました。一寸若干の實例を擧げてみますと、之も當時の教育の有様で、今日のそれとを結付けける上に參考になると思ひますから、申上げることに致しますが、北の方から言ひますと、奥羽地方では、秋田には赤津云ふ人の寺子屋は、間口四間奥行二十五間の二階建の隨分大

きな寺子屋でありまして、階上は主として女の子の席、階下は男の子の席をしました。在席児童数は男女合計四百五十人
と稱せられた。無論之は在籍児童數で缺席する者が相當に多いことは、前に申上げた通りであつて、日々出て来る子供の
數はその七掛乃至六掛位であつたのであります。之は五代も續いた寺子屋ですが、その四代目の師匠の子に——養女であ
りますが「ゆき」と云ふ女の方がありました。この方は秋田縣女子師範學校の教師になつた方でありまして、北陸の方に廻
るに、富山に小西氏の臨池居と云ふ寺子屋がありました。これも大きな寺子屋でして、間口八間奥行十四間、總二階の建
物でありました。茲では上級と中級と下級に分けて立派に學級編制をもつた學級教授が行はれたのでありまして、在籍
児童數は最盛時には約五百を上下してゐます。この臨池居の後になる小西有義といふ方は、後に富山縣の師範學校の習字
と漢文の先生を二十個年間も勤めた方でありまして、それから近畿地方で申しますと、これは大都會であります。大阪で
根來忠次郎と云ふ人の開いた龍雲堂といふ寺子屋で、この忠次郎と云ふ方が實に立派な方でありまして、孝行師匠と呼ば
れ、町奉行から旌表せられ、大に徳化の及んだ方であります。この東京女子高等師範學校を早い頃卒業せられた大江政衛
女史はこの忠次郎から三代目に當る師匠のお子さんであります。それから幼稚園に關係のあることを申してみますと、播州
兵庫の二ツ茶屋村で間人市郎左衛門の開いた寺子屋は、寺子の殖えるごみに家屋を増築を加へ、後には座敷も椽側も皆使
つて教場にして、辛うじて三百に近い寺子を收容して居りました。この市郎左衛門の子でやはり市郎左衛門と稱んだ方の
妻のたね子と云ふ方は、明治二十年の三月から幼稚園を開いて幼児教育に盡瘁せられた方であります。それからつゞ西
へ行つて、九州で一つ申上げますと、長崎で笹山源之助といふ人の創めた奇石軒と云ふ寺子屋は随分多くの寺子を持つて
居たのでありまして、「日本教育史資料」の寺子屋表には、嘉永七年の調査で、児童數男三百四十六、女百五十、合計四百
九十六と擧げて居ますが、安政の末頃在學した故老の記憶によるに、男約四百、女約三百、計七百の児童を有つてゐた

のこゝでありますから、嘉永後益々繁昌し、殊に女兒の入學が著しく殖えたものと思はれます。斯う云ふ大きい寺子屋になりますこ、校舎は二階建の家屋二棟から成立つて居まして、師匠の居間になつて居る十疊敷一間を除く外は、階上、階下は勿論、臺所・廊下等に至る迄、家の中は悉く子供の座席として使はれて居たのみならず、今日の所謂二部教授の上に、夜間まで教授をしまして、即ち三部教授を致すこゝによつて、やつこ學習をさせた云ふこゝでありますし、殊に女兒には課外として、小笠原流の諸禮及び料理、今日の家事科に當るものをも授けて居たのは、流石に外國文化吸收の港である長崎であつたからさはいへ、随分進んだ内容を持つた寺子屋であつたのであります。

私はずつこ以前に十七、八年間かゝりまして、寺子屋の教育を研究致しました。その際、嘗て寺子屋の師匠をした人——これは極く僅かより残つて居りませんでしたが、それでも五十人許り得られました。——それから助教をして居た人、師匠の家族であつた人、乃至寺子こして寺子屋で學んだ實歴を有つてゐる人等合計三千九十人の體験記述を材料と致しまして、統計的に研究調査を加へたのであります。それに據りまして、全國に於ける兒童就學の當時の狀況を、——即ちこの話の一番始めに大體概言的に申上げておきました所を、やゝ具體的に然も簡單に申上げて、このお話を終らうと存じます。それは先づ、都會と田舎とによつて著しく違つた云ふ事であります。即ち之等の體験者の供述された報告の中、その地の子供が殆ど全部通學したこいふもの、或は大多數通學したこいふものは、大抵、城下町、それから都市、それから交通の衝に當つた驛邑、及び商港であります。殆どさういふ所に限られて居るのであります。之に反して、大多數は通學しなかつたこか過半数は通學しなかつたこか云ふものは、概ね田園村落であります。さうして見るこ都會と村落との間に著しい相違のあつた事が解るのであります。所が、次に、都會と村落のそれよりも、もつこ大きな開きを見せて居るのが、男女の性別に現はれたる就學の差違であります。即ち、その地區の兒童の殆ど全部が通學したこ云ふものでも、

何れも、女子には多少の例外がある云ふ事を申し居りますし、それから過半数通學したとか、約半数通學した云ふものゝ如きも、大抵、女子の不就學の爲にさうであるを申し居ります。それで女子の就學歩合の良好であつたのは、殆ど都市ばかりでありまして、驛邑になります。もう前者に比して可なり劣つて居りますし、寒村孤落に至つては、その絶無云ふ處さへ随分多かつたのであります。斯くて、兩性の間に存在した開きは、都鄙の間に存在した開きよりも、もつと大きかつたのであります。勿論寺子屋に通はなかつた者は皆無學文盲であつたことは申せません。殊に女子には、家庭で若干學習する風もありましたし、又通學の困難もありましたし、それ等の色々の事情をも充分に斟酌して考へなければならぬのであります。兎に角、女子の就學が一般に男子のそれに較べて甚しく劣つて居た云ふ事は、事實であります。惟ふに兒童の教育が、都會から村落へは押及んだのは、丁度澎湃たる水の流が、地續きの地へ流れ込む如くに、易々流れて込んだのでありませうが、男女兩性の間にはかなり大きな障礙物が横つてゐて、教育普及の波が、大分そこで遮られてゐたやうであります。この障礙物を全く撤去して了ふ云ふことは、明治の教育―それも少し經つてから後の普通教育の勃興に迄持ち越されざるを得なかつたのであります。

併し教へる方の側に於きましての女性の盡力進出云ふものは、之はかなり以前から随分よく現はれて居るのであります。今日御集りの方々は女流教育家の方々でありますから、この點に就てだけ一言申上げておきませう。この頃の寺子屋は、尠くとも都會に於きましては大抵一家總掛りで、師匠のみでなくその妻が之を助け家族も之を助ける。細かい躰なごに至つては、男の子供は男の師匠が、又女の子供は師匠の妻が、世話をし面倒を見たさいふ場合が、極めて多かつた云ふ事を前にも申上げておきましたが、それはまあ主人が師匠であるから、一家總掛りで之を助けた云ふ意味で、婦人が大いなる盡力を致して居るのであります。その他に、婦人が自ら師匠として立つた云ふ場合もかなり古くから相當に

多くあるのであります。具體的の實例を申上げて見ますと、徳川幕府に於きまして寺子屋の師匠を旌表するところは、八代將軍吉宗の時から始まつて、その後も度々繰返されて居るのでありますが、天寶十四年六月、即ち水野越前守が老中であつた時に、江戸の町奉行が優良な寺子屋師匠十二人を選擧して居ります、その中に女性が三人あるのであります。十二人の中に三人迄が女性であります。それから同年の十一月、又その翌弘化元年の七月に、引續き二三度選擧されてゐますが、その中にも若干名の女性が加つて居るのであります。又それよりも少し以前の文政四年に出來ました「筆道師家人名録」云ふ書物があります。これは當時の寺子屋師匠の名簿でありまして、その著者村上歸旭といふ人も寺子屋師匠なのですが、この書物には江戸の寺子屋師匠が四百七十九人擧げられて居ます。其等をすつと拾ひ分けて見ますと、其の内譯が男子三百四十人、女子百三十九人になります。女師匠が全體の二割七分弱を占めて居るのでありまして、男子の數の三分の一強に當つて居るのであります。實に今を去る事百十六、七年前の事でありますが、これを見るに、この頃から既に女性が相當によく兒童教育に従事せられたのであつて、我國の兒童教育の發達は、實際に於て、餘程以前から女流教育家の協力に俟つたのであります。この點に於て私達は兒童教育の名に於て、女流教育家に感謝の意を披瀝しなければならぬのであります。

尙申上げ度い事は色々ございますが、餘り長く御聞きを煩はすのも恐縮ですから、これで一應終つて致しまして、御質問でもありますれば、私の知つて居ります限り悦んで御答申上げ度い存じます。長きに亙りましての御清聽を感謝致します。(以上)

(昭和十年十一月九日講演)